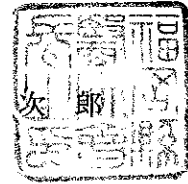




福岡医発第 78 号 (総)
平成 15 年 4 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬



社会福祉・医療事業団の医療貸付けにおける病院等に対する
金融環境の変化に対応した緊急融資の取り扱いについて

日本医師会より標記の件につきまして、別紙のとおり通知がありましたので、
貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

日医発第12号(年税1)

平成15年4月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄孝

社会福祉・医療事業団の医療貸付における病院等に対する
金融環境の変化に対応した緊急融資の取り扱いについて

日本医師会では、最近の金融環境の変化に対応するため、公的金融機関による金融緩和策を自民党、厚生労働省等に対して強く働きかけてまいりました。

その結果、平成15年3月31日付、社会福祉・医療事業団より標記の通知が出ました。(別添 参照)

つきましては、貴会会員に対し周知方お願い申し上げます。

なお、本件についての会員からの相談は、直接、社会福祉・医療事業団本部 医療貸付部融資相談室(直通 03 - 3438 - 9940)・大阪支店 融資第一課相談係(直通 06 - 6252 - 0218)へ、お問い合わせ下さい。

ご不明な点がありましたら、日本医師会年金・税制課までご連絡下さい。

別 添

医 融 一 第 8 1 号

平成 15 年 3 月 31 日

日本医師会

会 長 坪 井 栄 孝 殿

社会福祉・医療事業団

理事長 山 口 剛 彦

社会福祉・医療事業団の医療貸付における病院等に対する
金融環境の変化に対応した緊急融資の取り扱いについて

当事業団の業務に関しましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療貸付における経営安定化資金については、従来から病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るため、慢性的な経営悪化状態等により生じた資金不足を解消するための資金として融資を行ってきたところであります。

今般、医療機関と取引金融機関との取引状況の変化等により、一時的に資金繰りに困難を来している病院、診療所又は介護老人保健施設に対して、現行の経営安定化資金につき、融資対象の拡大等の措置を講じましたのでご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきましても併せてお願いいたします。

なお、当該緊急融資の取り扱いの詳細については、別紙「金融環境の変化に対応する緊急融資の取り扱いについて」のとおりであります。

金融環境の変化に対応する緊急融資の取り扱いについて

取引金融機関の経営破綻等や取引状況の変化等により、経営状況が悪化していないにもかかわらず、一時的に資金繰りに困難を来している医療機関の経営の安定化を図るために必要な経営安定化資金の融資について、無担保融資限度額の引き上げ、第三者保証人要件の緩和、診療報酬債権担保の導入など、融資条件に特例を設け、次により取り扱うこととする。

1 貸付けの対象

取引金融機関の経営破綻等により、又は経営状況が悪化していないにもかかわらず取引金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来しているもので、かつ、中長期的には資金繰りが改善し、経営の安定化が見込まれる病院、診療所又は介護老人保健施設

2 資金の使途

病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要な運転資金であって、金融機関との取引状況の変化等に伴い必要となる運転資金

3 貸付けの要件

事業団の簡便な経営診断を受け、その結果、経営の安定化が図られる見通しがあること。

4 貸付金の限度額

所要資金の額とし、病院・介護老人保健施設は1億円、診療所は4,000万円の範囲内の額とする。

5 貸付利率

年1.5パーセント

(平成15年3月31日現在...実際の利率は貸付契約時の利率を適用します。)

6 償還期間及び据置期間

償還期間 原則7年以内

(ただし、無担保融資の場合、保証人を家族等にする場合及び診療報酬債権担保で保証人を不要とする場合には5年以内)

据置期間 1年以内

7 元金償還方法

(1) 元金償還の方法は、元金均等の月賦償還とする。

(2) 償還の始期は、据置期間経過後最初に到来する約定月の10日とする。

8 利息の支払方法

利息は後払いとし、元金の償還方法に準ずる。

9 物的担保

物的担保は、原則として徴するものとする。

ただし、「税務申告を2期以上行っていること」、「所得税等を期限内に完納していること」及び「直前期の税引き前損益又は経常損益が著しく減少していない。かつ、売上高に対する借入金残高又は支払利息の比率が増加していないこと」等一定要件を満たしているものについては、融資要件緩和の取り扱いができることとする。

10 保証人

借入申込者が法人の場合は、原則として法人の代表者及び施設管理者を含む2名以上、借入申込者が個人の場合は、病院又は介護老人保健施設は2名以上、診療所は1名以上の連帯保証人をたてさせる。

ただし、借入申込者が法人の場合で、施設管理者が役員となっていないなどの理由で保証人の徴求が困難な場合、また、借入申込者が個人の場合で、第三者の連帯保証人をたてることが困難な場合には、「税務申告を2期以上行っていること」、「所得税等を期限内に完納していること」及び「直前期の税引き前損益又は経常損益が著しく減少していない。かつ、売上高に対する借入金残高又は支払利息の比率が増加していないこと」等一定要件を満たしているものについては、融資要件緩和の取り扱いができることとする。

11 取扱方式

借入申込方式は、緊急融資の趣旨からすべて直接貸付とする。

12 適用期間

平成15年4月下旬から平成16年3月31日までに借入申込書を受け付けたものに適用する。

金融環境の変化に対応する緊急融資のご案内

社会福祉・医療事業団では、金融機関との取引状況の変化等により、一時的に資金繰りに困難を来している医療施設の経営の安定化を図るため、経営安定化資金について融資対象を拡大いたしました。

ご利用いただけるかた

取引金融機関の経営破綻等により、又は経営状況が悪化していないにもかかわらず取引金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している病院・診療所又は介護老人保健施設を開設しているかたで、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるかた。

ただし、次のいずれかに該当するかた。

- 取引金融機関が業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けたかた
- 取引金融機関が実質的に経営破綻の状態等にあるかた
- 取引金融機関からの借入等が整理回収機構に譲渡されたかた等で、経常利益を計上しているなど、業況が順調であると認められるかた
- 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況（実効金利、担保設定額比率、融資額等）が変化している状況にあるかた

資金の使途

金融機関との取引状況の変化に伴い必要となる運転資金

ご融資の条件

- ご融資額 病院、介護老人保健施設・・・1億円以内
診療所・・・4千万円以内
- ご融資利率 年1.5% [平成15年3月31日現在]
- ご融資期間 原則7年以内（うち据置期間1年以内）
- ご償還方法 毎月償還
- 担保・保証人 原則として提供していただきます。
一定の要件のもと、要件の緩和措置を行います。
（裏面参照）
- 経営診断の実施 簡便な経営診断を受けていただきます。



くわしくは、社会福祉・医療事業団の本部・支店の窓口にご相談ください。

今回の「金融環境の変化に対応する緊急融資」については、
一定の要件のもと、融資要件について緩和措置を設けております。
(無担保及び第三者保証人要件緩和)

- 緩和措置の適用条件 -

- ・税務申告を2期以上行なっていること
- ・所得税等を期限内に完納していること
- ・直前期の税引き前損益又は経常損益が著しく減少していない。
- ・売上高に対する借入金残高又は支払利息の比率が増加していない。

上記いずれの要件にも該当する方は、次のと の融資要件緩和のお取り扱いをします。

担保要件の緩和措置

- ・無担保融資の限度額の引き上げ(500万円 → 2000万円)

保証人要件の緩和措置

- ・一定要件の下に保証人要件を緩和(原則2名以上 → 1名以上)
- ・診療報酬債権を担保(2000万円まで)とする融資は、保証人不要

～ お申込みのパターン ～

借入額 2000万円以下のもの【病院、診療所、介護老人保健施設】

緩和措置 適用条件	担保		保証人		備 考
	不動産 担保	診療報酬 債権担保	法人申込み	個人申込み	
満たす	不要	不要	第三者 1名以上かつ、所得又は資力が十分な者		限度額2000万円(診療報酬月額2倍を限度)、償還期間5年以内
満たさず	不要	不要	第三者 1名以上かつ、所得又は資力が十分な者		限度額1000万円(診療報酬月額2倍を限度)、償還期間5年以内
満たす	-	○	不要		限度額2000万円(診療報酬月額2倍を限度)、償還期間5年以内
満たさず	-	○	1名以上(その家族なども可)		限度額2000万円(診療報酬月額2倍を限度)、償還期間5年以内
-	○	-	1名以上(その家族なども可)		限度額2000万円、償還期間5年以内

借入額 2000万円を超え4000万円以下のもの【診療所】

緩和措置 適用条件	担保		保証人		備 考
	不動産 担保	診療報酬 債権担保	法人申込み	個人申込み	
満たす	○	-	代表者を含む役員 1名以上	第三者 1名以上	償還期間7年以内
満たす	○	○	代表者を含む役員 1名以上	第三者 1名以上	償還期間7年以内 - 併用型の例 - ・不動産担保 2000万円 ・診療報酬債権担保 2000万円(診療報酬月額2倍を限度)
満たさず	○	-	代表者を含む役員 2名以上	第三者 1名以上	償還期間7年以内
満たさず	○	○	代表者を含む役員 2名以上	第三者 1名以上	償還期間7年以内 - 併用型の例 - ・不動産担保 2000万円 ・診療報酬債権担保 2000万円(診療報酬月額2倍を限度)

借入額 2000万円を超え1億円以下のもの【病院、介護老人保健施設】

緩和措置 適用条件	担保		保証人		備 考
	不動産 担保	診療報酬 債権担保	法人申込み	個人申込み	
満たす	○	-	代表者を含む役員 1名以上	第三者 1名以上	償還期間7年以内
満たす	○	○	代表者を含む役員 1名以上	第三者 1名以上	償還期間7年以内 - 併用型の例 - ・不動産担保 8000万円 ・診療報酬債権担保 2000万円(診療報酬月額2倍を限度)
満たさず	○	-	代表者を含む役員 2名以上	第三者 2名以上	償還期間7年以内
満たさず	○	○	代表者を含む役員 2名以上	第三者 2名以上	償還期間7年以内 - 併用型の例 - ・不動産担保 8000万円 ・診療報酬債権担保 2000万円(診療報酬月額2倍を限度)

社会福祉・医療事業団

本部：〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-1

医療貸付部融資第一課

TEL 03-3438-9934(直通)

FAX 03-3438-0659

事業団HP <http://www.wam.go.jp>

支店：〒541-0054 大阪市中央区南本町3-6-14

大阪支店融資第一課

TEL 06-6252-0218(直通)

FAX 06-6252-0257

社会福祉・医療事業団は、平成15年10月より、独立行政法人 福祉医療機構に移行します。

